

表題写真 ：仙台七夕まつり

▼INDEX▼

■【監査ニュース】
・東北大「政宗」の名冠し新スパコン稼働へ 【6/2 毎日新聞】 他 8 件
■【お知らせ】
・人事異動について
■【連載企画 ： 監査のことなら KANSA ナビ】
・KANSAナビ②安全衛生管理に関する監査
■【Audit Cafe】
・〇〇の聖地

監 査 ニ ュ ー ス

・東北大「政宗」の名冠し新スパコン稼働へ 【6/2 毎日新聞】
・不妊手術国に未計上 岩手医大 届け出怠ったか 【6/3 毎日新聞】
・開発技術の実用化支援 東北大に新センター「実用プロセス開発・イノベーションセンター」発足 【6/4 河北新報】
・日大重量挙げ部元監督逮捕 学費不正徴収 詐欺容疑【6/11 産経新聞】
・私学「拠点大」新設へ 文科省助成金を重点配分【6/18 読売新聞】
・留学生の授業料適正化 文科省、国立大に促す【6/24 日刊工業新聞】
・東北大 高リスク資産拡大 未公開株や不動産、6 割に【6/25 日経新聞】
・北大冷遇一部を改善 研究室運営学生指導を再開【6/25 毎日新聞】
・私大入学金 辞退者に返還 文科省「二重払い」改善要請【6/27 読売新聞】

お 知 ら せ

・人事異動について

2025年7月1日付けの人事異動の発令がありました。監査室に関係するものとしては、次のとおりです。

監査スタッフ（主任）（新）　河村　愛美　（旧職名　：　工学部・工学研究科総務課健康安全管理係）
監査スタッフ（主任）（旧）　國分　恵美　（新職名　：　情報科学研究科総務係）



新体制となった監査室を、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

連 載 企 画



監査のことなら KANSA ナビ。監査が始まるその前に、皆さんの不安を払拭します！
これから始まる監査のあれ・これを『おうでぃっとめーる』を見てくれた皆様にお届けするコーナー。
監査対象になったら、すぐに役立つ情報をお知らせします！対象にならなかったときも、いつかは役立つかも？！
第２回目のテーマは、「KANSA ナビ②安全衛生管理に関する監査」です。

KANSANAVI KANSANAVI KANSANAVI KANSANAVI KANSANAVI KANSANAVI KANSANAVI KANSANAVI KANSANAVI



研太

はじまりました KANSA ナビ！ナビゲーターはオールカンサニッポン！でもおなじみ研太です。
今回は、「2025 年度の内部監査の基本計画の１つである「安全衛生管理に関する監査」についてのナビゲーションです。担当部署のベテランの方も、担当外だしさっぱり？な方も、参考にしてみてください。それでは、早速、説明していきましょう。

今回説明する今年度の内部監査は「安全衛生管理に関する監査」についてです。2025 年度内部監査基本計画書ではこのとおり定められました。

【重点事項】 安全衛生管理に関する監査
【監査の内容】
本学において行われる業務は、労働安全衛生法等の法令を遵守し、安全かつ円滑に遂行される必要がある。このため、当該規程等に基づく適切な安全衛生管理が行われているかについて監査を実施する。
また、化学物質等の管理について、2024年3月に制定された「国立大学法人東北大学自律的な化学物質管理に関するガイドライン」※1に基づき、2025年3月に具体的な運用方法について「国立大学法人東北大学 自律的な化学物質管理の実施マニュアル」※2が策定されたことから、同ガイドライン及びマニュアルに基づき適切に管理が行われているかについて監査を実施する。

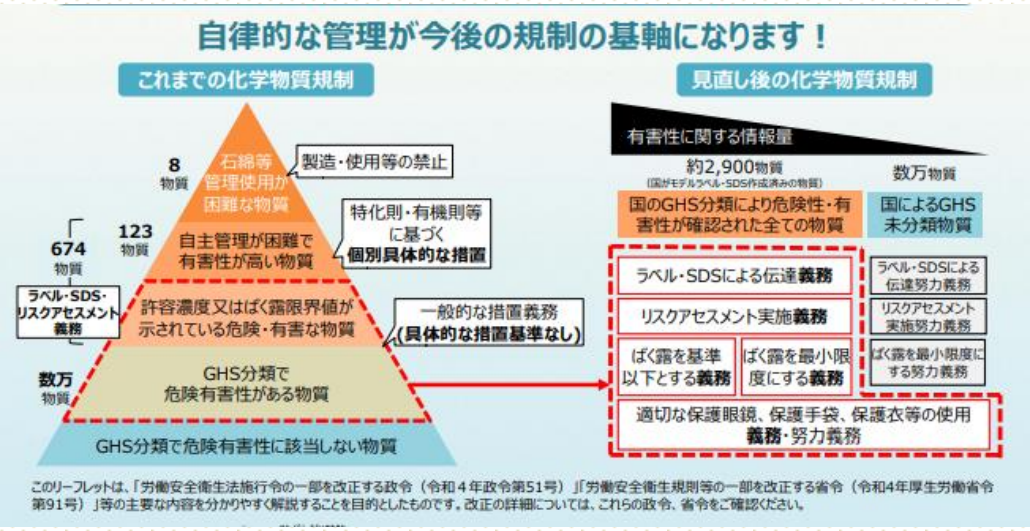
2025 年度内部監査基本計画書より抜粋

※1：令和 6 年 3 月 27 日付け理事（人事労務・環境安全・施設担当） 通知 「国立大学法人東北大学 自律的な化学物質管理に関するガイドライン」の策定について（通知）」

※2：2025 年 3 月 28 日付け環境・安全推進センター長 通知 「国立大学法人東北大学 自律的な化学物質管理の実施マニュアル」の策定について（通知）」

こう書かれると難しそうに感じますが、一体どんなことをポイントに監査を行うのでしょうか？

さて、今回安全衛生管理に関する監査を実施することになった理由の一つに、2024 年 4 月の労働安全衛生法令の改正があります。改正の理由は、簡単に言うと、これまで規制対象外の化学物質を起因とした重大事故が多発したため、対象となる化学物質の範囲を広げ、事業者が主体的にリスクを管理する「自律的な化学物質管理」が求められるようになったという背景があります。
この法改正を受けて、本学でも上述のガイドラインやマニュアルを策定したというわけです。
「自律的な化学物質管理」で求められる主なポイントはリスクアセスメントの実施や適切な保護具の着用であり、これについての説明会や講習会が環境安全推進センター主体で実施されています。



図：厚生労働省リーフレット「新たな化学物質管理が導入されます」より https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/001277415.pdf

法令改正を受けて「新たな化学物質規制に関する専門部会」で策定：
「東北大学自律的な化学物質管理に関する**ガイドライン**」（2024.3）
「東北大学自律的な化学物質管理の実施**マニュアル**」（2025.3）

安全衛生管理というと範囲が広いですが、今回は人事労務課の所掌項目にスポットを当てて監査していきます。化学物質管理に加えて、全体として以下の項目を監査する予定です。



（1）安全衛生管理について
（2）化学物質等の取扱いについて
（3）安全教育について
（4）健康管理について
（5）事故等の報告について
（6）その他

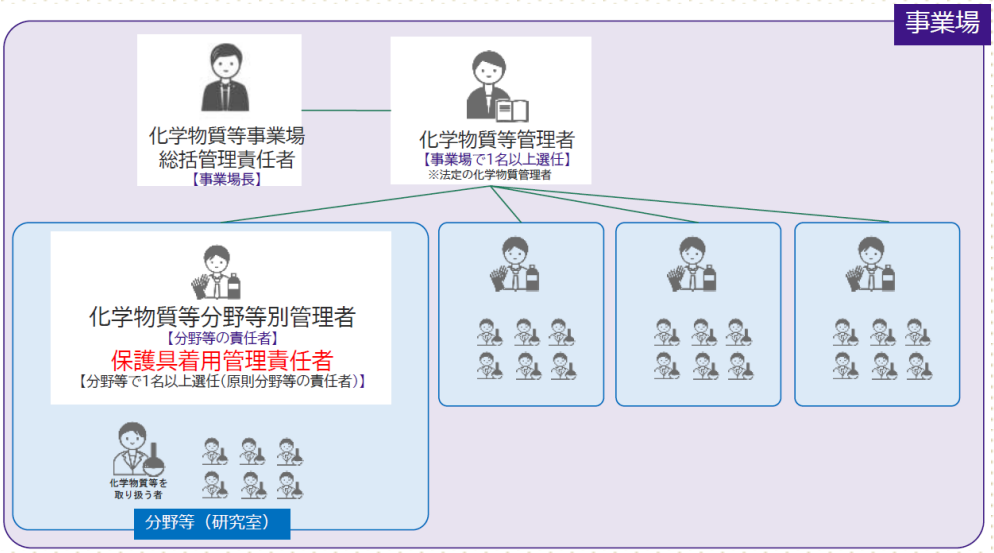
具体的に、主なものとしては

（1）安全衛生管理について

〇安全衛生委員会を開催していますか？
常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では月に 1 回以上の開催が必要です。
〇安全・衛生管理者を正しく選任していますか？
常時 50 人未満は安全衛生推進者を選任します。
〇職場巡視を行っていますか？
毎週 1 回の作業場の巡視が必要です（産業医巡視も毎月）。

（2）化学物質等の取扱いについて

〇化学物質等管理者や保護具着用管理責任者を選任していますか？
化学物質等管理者はリスクアセスメントの実施やばく露防止措置、結果の保管等が職務です。
保護具着用管理責任者は保護具の適正な選択や使用等が職務です。



※管理体制の例

（3）安全教育について

〇着任時における安全衛生教育は実施されていますか？
事業場の特性に応じて、学生等に対しても安全衛生教育を行わなければなりません。

（４）健康管理について

〇各種健康診断の受診状況は確認していますか？
　雇入時健康診断、一般定期健康診断、海外派遣労働者健康診断等があります。
〇キャンパス内全面禁煙の対策は行っていますか？



（５）事故等の報告について

〇事故が発生したらどのように対応しますか？
　いざという時に適切な措置がとれるよう、対応手順が構築され、周知されているでしょうか。

すべてに共通するのは特に実験・研究に携わる学生や職員の安全を守るために必要なことですので、事故や健康被害を防ぐために日頃から安全の意識をもって取り組むことが大切です。

以上はあくまで例示ですが、その内容によっては各部局の事務部だけでなく、実験室の管理など実際の現場に詳しい技術職員の方や研究室の担当者（教職員等）の方々にもご協力いただきながら、関係書類の査閲及びヒアリングをさせていただく想定です。



研太

今回は「安全衛生管理に関する監査」についてお伝えしました。
毎年、監査対象となる重点項目が変わるので、ドキドキ（ワクワク！？）する方もいらっしゃるかもしれませんが、対象部局に選定された際には、どうぞよろしくお願いいたします！！

KANSANAVI KANSANAVI KANSANAVI KANSANAVI KANSANAVI KANSANAVI KANSANAVI KANSANAVI KANSANAVI

このコーナーでは、皆様からの疑問・質問をお待ちしています。
日頃の業務の中でのちょっとした疑問（なんでこんな作業が必要なのだろう）や、
いまさら上司や先輩に聞けないけれど、実はよく理解できていないことなど、
いただいたご質問には出来る限り誠意をもってお答えします！

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「〇〇の聖地」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

皆さんも「〇〇の聖地」という表現を聞いたことがあるのではないでしょうか。
もちろん、世界史等で習う宗教的な意味でもありますが、それ以外の意味としてマスコミ等へ表現されるものがあります。
例えば、映画や音楽のミュージックビデオの撮影場所、小説の舞台となった場所を〇〇の聖地と表現し、そこをめぐることを聖地巡礼と表現するそうです。
また、特定のものが集まる場所を〇〇の聖地と表現し、例えば、東京の秋葉原周辺を「おたくの聖地」となっています。



そのような中で、サブカルの聖地といわれる「中野ブロードウェイ」というところに行ってきました。
「サブカルの聖地」とだけあって、１つの建物内の各フロアには、昔の玩具、ゲームレコード・カセットテープ、アイドルのブロマイド、プラモデル等が、専門店のようになっているうえ、同じようなものを複数の店舗で扱っており、さながら、宝探しを行っているようでした。
子供のころ遊んだり、欲しくても手が届かなかった玩具等が所狭と店内の棚やガラスケースに陳列されていました。



田舎者の東京へ行ったときの高揚感と昭和世代の懐かしさで、散々迷った末、自分としては結構な値段（当時の定価の倍以上かも）でしたがついつい買ってしまいました。
物の価値は経年により下がりますが、特に、店内のガラスケースに陳列されているものを中心に、逆に定価以上の高額になっているものばかりでした。

最近、自分自身は経年劣化で年々能力（老眼が進んだり等）が低減しているようなので、周りから不用とみなされ除却されないように、せめて残存価格が残る努力をしたいものです。



監査室　SAS より

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは...

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
022-217-4874（監査室長：荒澤）
022-217-5680，4880（佐々木、齋藤、南部、目黒、河村）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp



メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。
© 2010 Audit Office Tohoku University